

令和6年2月時点

山村活性化支援交付金 早分かり

I 山村活性化支援交付金概要 編

農林水産省 農村振興局 農村政策部
地域振興課 調査調整班

“地域おこし”でこんなお悩みありませんか？



「地域特産品」による“地域おこし”と言っても…

どこから手をつけたらよいのか、分かりません



- 特産品づくりしたいけど、具体的に何を行えば良いのかわかりません
- そもそも取組を進めるための元手(資金)がないので、あきらめてます
- 特産品というより、森を活かした自然体験プログラムを作りたいのですが…
- 取組をはじめようにも、人材が足りていないので…
- 自慢の特産品をもっと大々的に売りたい！効果的な売り出し方とか、ないでしょうか
- **どんな特産品が売れるのか**分からないから、取組をはじめようにもはじめられない
- 特産品はどれも似ていてワンパターンな印象。**新たなビジネスのアイデア**があればなあ…



山村活性化支援交付金で悩みを解決！

農山漁村振興交付金のうち

山村活性化支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 780（780）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

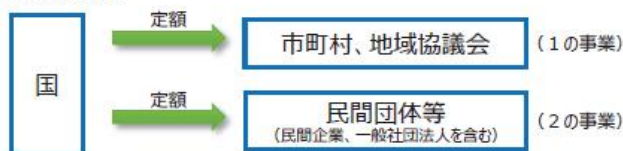
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

② 山村振興セミナー支援

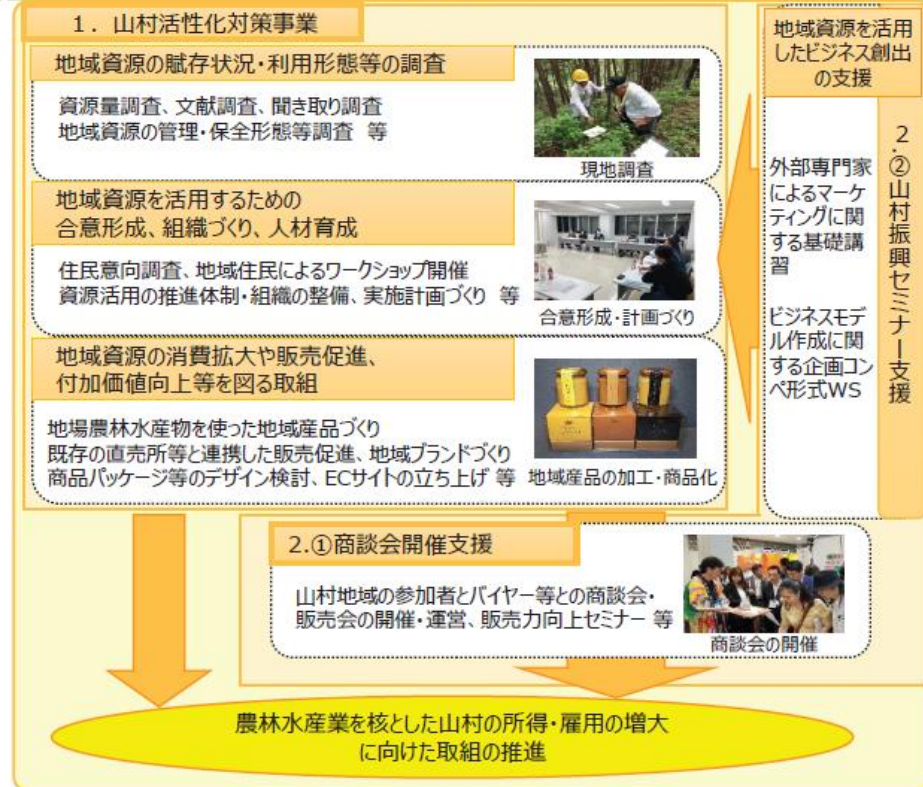
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

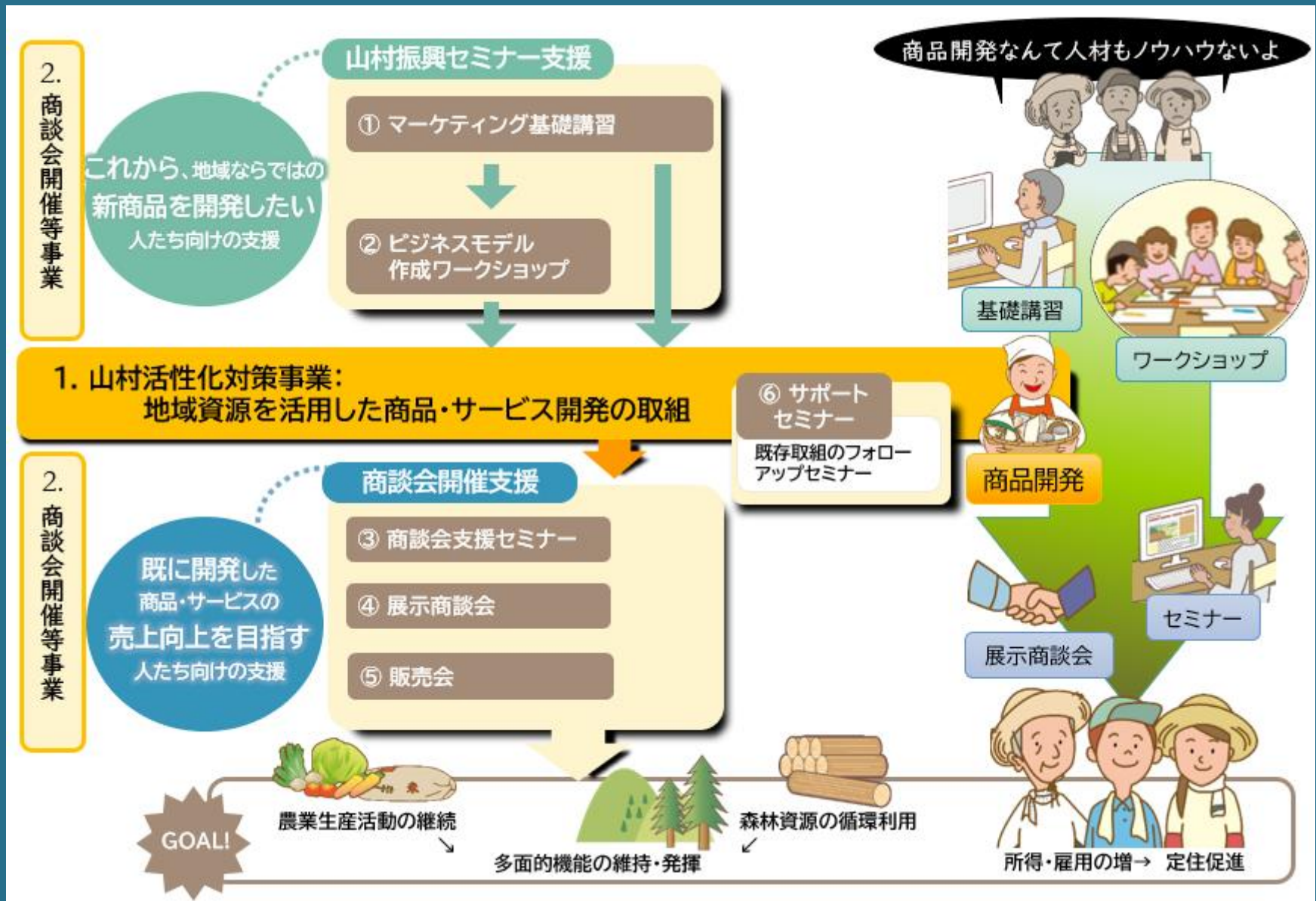


【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

1の「山村活性化対策事業」と2の「商談会開催等事業」の関係を説明 次のシートへ



山村活性化支援交付金の全体構造



まずは、1の「山村活性化対策事業」を説明 次のシートへ



1. 山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

支援内容

地域資源を活用した、当該山村地域ならではの特産品・サービス※の開発・改良・販売のための下記の取組を支援

※ 他地域の資源・商品により簡単に代替され得ない高付加価値商品等

サービス(体験・観光プログラムや地域食堂でのメニュー開発など)も対象です

資源量調査・資源確保策対応：地域資源の賦存状況・利用形態調査、栽培講習会等

人材育成：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

商品開発・既存商品改良等：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

販路開拓・拡大：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等

助成対象

役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

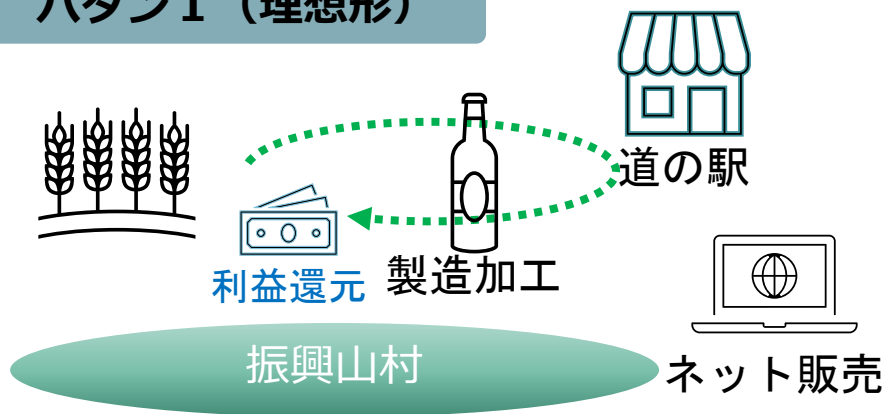
（補助率：1地区当たり上限 年間1,000万円×3年間まで（定額＝100％））

1. 山村活性化対策事業 実施要件・実施主体

事業実施要件

- **山村振興計画**（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること
- 振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組であること（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）

パターン1（理想形）



パターン2（実施可能）



条件によっては、山村外で製造加工される場合でも、実施可能（詳細は地方農政局等にご相談を）

事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会※

※ 市町村役割：経理事務の監督

1. 山村活性化対策事業 実績



例えば、これまでどういった取組が行われてきたの？

実施件数

令和5年度までの事業開始件数:約270

事業実施主体

市町村と地域協議会の比は2対3程度
(どちらが望ましい、ということはありません)

人材の課題解決例

- ・ 協議会構成員に地域おこし協力隊(又は協力隊OB)に参画してもらう
- ・ 伝統技術継承者を臨時で雇用しつつ育成(臨時雇用手当は本交付金から支給)
- ・ 商品製造方法について地域人材研修(研修費用は本交付金から支給)

地域資源の活用例

野菜・規格外野菜、山菜、きのこ、酒米・酒粕、
地域材 (用材、間伐材、未利用材)、栗、蜂蜜、
未利用資源、ジビエ、獣皮、大豆、果物、
野草(ハーブ)、新規作物(えごま、マカ)、
海産・養殖魚、森林景観 etc.



特産品(成果)

食品系:加工調理食品、加工食品用一次加工品、
旅館・食堂メニュー開発
非食品:インテリア雑貨、床材、木工品、雑貨、
化粧品、観光・体験プログラム、
伝統技術継承



1. 山村活性化対策事業 山村振興計画の作成

全国山村振興連盟のHPに「作成のツボ」が掲載されていますので、参考にしてください。



法令・施策

●山村振興

- ・ [分かりやすい山村振興計画の作り方](#)
- ・ [分かり易い山村振興計画の作り方（作成のつぼ）](#)
- ・ [振興山村一覧表](#)
- ・ [山村振興（農林水産省農村振興局HP）](#)
- ・ [農山漁村の活性化\(農山漁村整備対策\)](#)
- ・ [人口急減地域対策](#)
- ・ [棚田地域振興](#)
- ・ [定住条件の確保に向けた取組（農林水産省）](#)

分かり易い山村振興計画の作り方（マニュアル）

分かり易い 山村振興計画 の作り方

さくせいのつぼ 作成要領

令和4年6月
全国山村振興連盟

目次

山村振興計画の作成
・ 必要・作成でよく
・ 作成に係る留意点
・ 計画記載項目と
・ 参考にできる資料

山村振興計画

- Ⅰ 地域の概況・
- 1 自然条件
(1) 地理、地勢
(2) 気候
 - 2 社会的及び経
(1) 人口の動向
(2) 産業構造の
(3) 土地利用の
(4) 財政状況

- Ⅱ 現状と課題・
- 1 これまでの山村
2 山村における
3 山村における
4 山村における

山村振興計画の作成が必要になるよくある場面・・・

規格外で売れない野菜、無駄にせず、加工して特産品として売り出したい。



集落の森林や農園を使って、ワーケーションの人や観光客向けの健康プログラムを提供したらどうか。もっと滞在時間が増えるよね。



山村振興

1. 山村活性化対策事業 事業募集～開始スケジュール(イメージ)

一般的な例

第 x 次募集▶▶▶選定結果連絡▶▶▶事業計画承認手続▶▶▶交付申請手続▶▶▶事業開始▶▶▶

約3週間



連絡から1カ月以内に承認申請書を提出

約1ヶ月

翌月中・下旬

年間の募集回数は未定です

第 x + 1 次募集▶▶▶

約3週間

事業開始▶▶▶

市町村総合計画や過疎計画など
参考に作成可能

都道府県により期間は区々です

山振計画

山村振興計画
作成/変更作業

都道府県との同意協議

約1～3ヶ月

応募検討
開始!

事業計画

事業検討

提案書作成

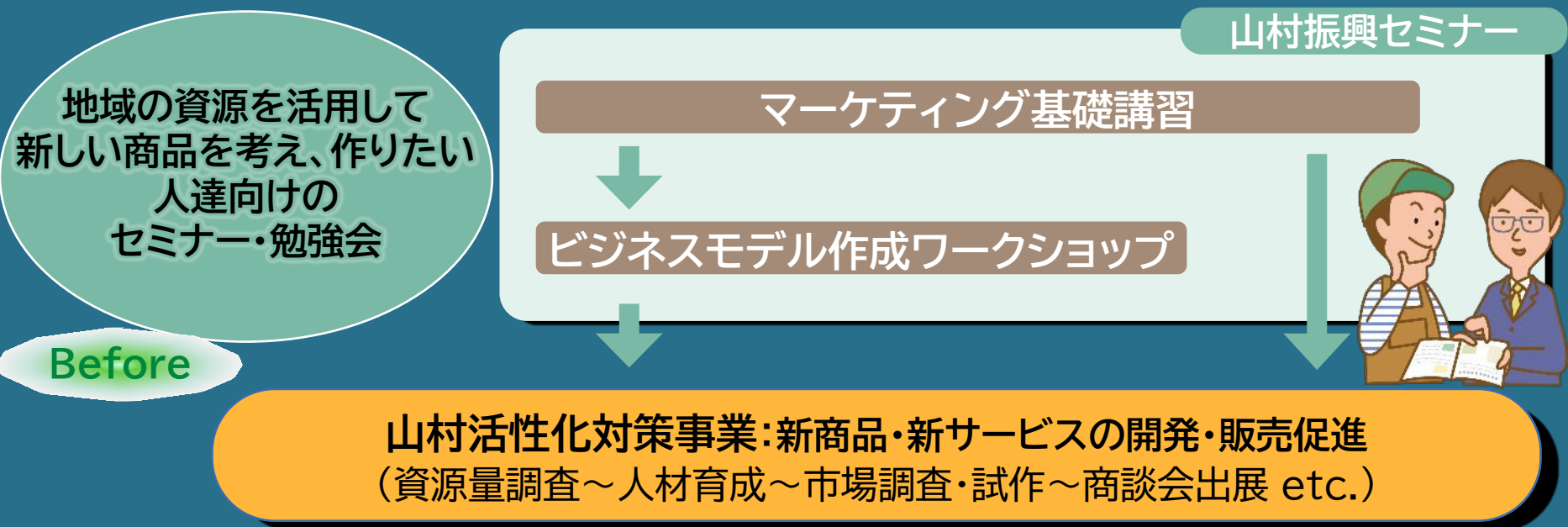
申請

山村振興計画
事業提案書

続いて、2の「商談会開催等事業」を説明 次のシートへ



2. 商談会開催等事業 事業着手前（Before）の方達への支援策



マーケティング基礎講習

山村での商品開発・販売に係る起業や経営継続に必要となる基礎知識の習得を目的とした講習（次年度以降の山村活性化対策事業の検討に最適）（オンライン）

- 対象：山村地域にお住まいの方（どなたでも）



ビジネスモデル作成ワークショップ

新商品・サービス開発のプロの支援の下、実際に事業を企画する勉強会（オンライン）

- 対象：山村地域にお住まいの方（どなたでも）を含むチーム
- 中間・最終評価会（コンペ）
→審査員による事業性評価



2. 商談会開催等事業 事業完了後（After）の方達への支援策

山村活性化対策事業：新商品・新サービスの開発・販売促進
（資源量調査～人材育成～市場調査・試作～商談会出展 etc.）

山村振興セミナー

サポートセミナー

After

交付金事業等で
開発した
商品・サービスの
売上向上・取引機会支援

商談会支援

商談会支援セミナー



展示商談会・販売会



商談会支援セミナー

商談会での商品陳列、PR文書、さらにECサイトでの効果的宣伝手法等について具体的・実践的ノウハウを伝授するセミナー（オンライン）

●対象：山村の商品を各種商談会に出展する予定の方など（どなたでも）



展示商談会・販売会

各種展示商談会等への共同出展による商談機会等の増を支援

具体的効果：共同出展（特設ブース）による注目度向上／バイヤーへの訴求効果提案／事務手続き簡素化 etc.

サポートセミナー

専門家のアドバイスを受けて、事業を継続していく中で抱える様々な課題の解決を目指すセミナー（オンライン）

●対象：山村活性化対策事業の実施中及び完了した方など

「指定市町村(旧市町村単位)一覧」はこちら

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_about/index.html

山村振興計画の記載内容などは、こちら

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_houritu/pdf/tuuti.pdf

分かりやすい「作成の手引き」は、全国山村振興連盟HPをご覧ください。

活用事例はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s-zirei/zirei.html>

山村活性化支援交付金について、もっと詳しく話を聞きたい

山村振興計画を作成(変更)したい

お気軽にご相談下さい

局名		電話	管轄地域 注
農林水産省 農村振興局	地域振興課	03-6744-2498(直通)	全般、北海道
東北農政局	農村計画課	022-263-1111(代表) (内線4059、4445)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	農村計画課	048-600-0600(代表) (内線3407)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	農村計画課	076-263-2161(代表) (内線3415、3418)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	農村計画課	052-201-7271(代表) (内線2515、2512)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	農村計画課	075-414-9051(代表) (内線2415、2443)	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	農村計画課	086-224-4511(代表) (内線2513、2516、2522)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	農村計画課	096-211-9111(代表) (内線4613、4622)	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

注) 大阪府、長崎県、沖縄県には、山村振興法に基づき指定された振興山村がありません。